

介護保険

10月から介護保険料の納付がはじまります

～65歳以上(第1号被保険者)の方へ～

介護保険制度が今年4月からスタートしました。65歳以上の方の介護保険料は『保険料の特別対策』により4月から9月までの半年間は納付はありませんでしたが、10月からいよいよ納付が始まります。

平成12年度の保険料

本人・世帯員の所得によって5段階に分かれます。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税	世帯全員が町民税非課税	本人が町民税非課税	本人が町民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が町民税課税で合計所得金額250万円以上
平成12年度年間保険料	3,307円	4,961円	6,615円	8,268円	9,922円

納付方法

65歳以上の方の介護保険料の納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、町から送付される納付書で納める「普通徴収」の2種類があります。

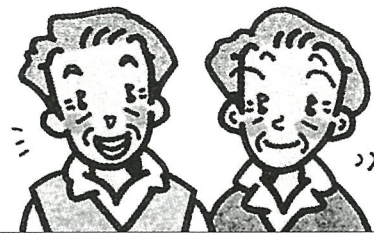
○特別徴収の方（年金から天引きされる方）

年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）以上の方は年金からあらかじめ天引きされます。
〈特別徴収開始通知書が送付されます。〉

○普通徴収の方（納付書で納める方）

年金の受給額が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めていただきます。

年度の途中で65歳になった方、または光町に転入された方は、その年度は普通徴収の方法で納めていただくことになります。〈この場合、保険料は月割で計算され、賦課されます。〉



介護保険料は、65歳以上の方1人ずつに納めていただくことになります。世帯内に65歳以上の方が複数いる場合には、該当になる方全員に通知されます。

介護保険料の納付は口座振替で！

介護保険料の納付には口座振替をおすすめします。口座振替は預金口座から納期ごとに自動的に引き落とされるので、納め忘れ等の心配がなくとても便利です。ぜひこの機会に口座振替を！

手続きは、役場税務課または各金融機関でお願いします。